

幼稚園等 5 年経験者研修実施運営委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、幼稚園等 5 年経験者研修（以下、「本研修」という。）実施要項第 6 項に基づき、幼稚園等 5 年経験者研修実施運営委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、幼稚園等 5 年経験者研修に係る次の事項を協議する。

- (1) 実施計画
- (2) 年間研修計画
- (3) 研修に係る評価
- (4) 実施上の諸問題
- (5) その他

(構 成)

第 3 条 委員会は、別表 1 に定める委員をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長とする。
- (2) 副委員長は、都市教育長協議会代表とする。

(会 議)

第 4 条 委員長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第 5 条 委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第 6 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 協議事項

(4) 議事の経過

(5) その他必要な事項

2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

(幹事会)

第7条 委員会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表Ⅱに掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じて県立総合教育センター教育主幹が招集し、主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県立総合教育センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 委員

職 名 等	人 数
学識経験者	1 名
都市教育長協議会代表（副委員長）	1 名
公立幼稚園等設置市町村教育委員会指導主事代表	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会副会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会事務局長	1 名
県国公立幼稚園・こども園教育研究会会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園教育研究会副会長	1 名
県教育局市町村支援部義務教育指導課長	1 名
県福祉部少子政策課長	1 名
県立総合教育センター総合企画長（委員長）	1 名

別表2 幹事

所 属 ・ 職 名	人 数
県教育局市町村支援部義務教育指導課教育指導担当	1 名
県福祉部少子政策課施設運営・人材確保担当	1 名
県立総合教育センター教育主幹（幹事長）	1 名
県立総合教育センター教職員研修担当	3 名